

## 第3章 税のアラカルト

パートで働いていらっしゃる方、近い将来マイホームをとお考えの方、ちょっと税金のことが気になりますね。そんなみなさんのため、税金をテーマごとに紹介します。

### ① 夫婦と税金

#### ■ パート収入と所得税・市民税・県民税

妻にパート収入などがあるときは、収入金額（又は所得金額）がいくらまでなら、夫の配偶者控除の対象になれるのか、妻自身に税金がかからないかどうか気になるところだと思います。

##### ● パート収入が給与収入の場合

パート収入は通常給与収入になります。夫の所得から配偶者控除が受けられるかどうか、また配偶者特別控除の金額がいくらになるかは、妻の所得に応じて変わります。

通常、妻の所得が増えれば夫が控除できる額が減りますから、夫の市民税・県民税の額は増えますが、逆に妻の収入が減れば、夫の税額は減ることになります。

妻自身に税金かかるかどうか、夫の所得から配偶者控除を受けられるかどうかは、次のようになります。（ただし、妻が障がい者でない場合）

パート（給与）の収入金額	妻自身に		夫の所得の市民税・県民税と所得税の	
	市民税・県民税が	所得税が	配偶者控除 の対象に	配偶者特別控除 の対象に
～965,000円	かかるない	かかるない	なる ※扶養者の前年中の所得が 1,000万円以下であること。	ならない
965,001円～1,000,000円	かかる (均等割のみ)	かかるない	なる ※扶養者の前年中の所得が 1,000万円以下であること。	ならない
1,000,001円～1,030,000円	かかる (均等割と所得割)	かかるない	なる ※扶養者の前年中の所得が 1,000万円以下であること。	ならない
1,030,001円～2,015,999円	かかる (均等割と所得割)	かかる	ならない ※扶養者の前年中の所得 が1,000万円以下であるこ と。	なる
2,016,000円～	かかる (均等割と所得割)	かかる	ならない	ならない

※100万円を超えて、生命保険料控除などの申告がある場合は、所得割がかからないことがあります。

## ● 配偶者控除と配偶者特別控除

次の要件を満たす場合に、配偶者の合計所得金額に応じて控除を受けられます。

### ①配偶者控除

○本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。

○配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下であること。

○配偶者が、青色事業専従者・事業専従者または他の人の扶養親族でないこと。

### ②配偶者特別控除

○本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。

○配偶者が、青色事業専従者・事業専従者または他の人の扶養親族でないこと。

○配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下であること。

配偶者の所得	配偶者控除額（A）	配偶者特別控除額（B）
0円～480,000円	330,000円	0円
480,001円～1,000,000円	0円	330,000円
1,000,001円～1,050,000円	0円	310,000円
1,050,001円～1,100,000円	0円	260,000円
1,100,001円～1,150,000円	0円	210,000円
1,150,001円～1,200,000円	0円	160,000円
1,200,001円～1,250,000円	0円	110,000円
1,250,001円～1,300,000円	0円	60,000円
1,300,001円～1,330,000円	0円	30,000円
1,330,001円～	0円	0円

※給与収入金額から給与所得金額を算出する方法は、P6を参照してください。

また、配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者の年齢や、本人の所得（900万円超～1,000万円以下の場合）によっても変わります（P10参照）。上記の表は、本人の所得が900万円以下の場合に適用される控除額です。

## ■ 居住用不動産の贈与（国税）

長年連れ添った妻が、夫から居住用の土地・建物を贈与された場合には、2,000万円を限度として贈与税の配偶者控除が受けられます。要件は次のとおりです。なお、この控除は妻から夫への贈与の場合にも適用されますが、同じ配偶者からの贈与については、一度しか受けられません。

①婚姻期間が20年以上であること。

②贈与財産が、居住用の土地・建物であること。（居住用の土地・建物の購入資金の贈与も含まれます。）

③贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた土地・建物（または贈与を受けた資金で取得した土地・建物）に実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること。

## ■ 相続税の優遇制度（国税）

妻の相続について、配偶者の税額軽減が受けられます。夫から妻へ相続財産が、正味の遺産総額の配偶者の法定相続分までのときは、妻には相続税はかかりません。また、配偶者の法定相続分相当額より多いときでも1億6,000万円までなら課税されません。また、この制度は夫が妻の財産を相続する場合にも適用されます。

## ② 扶養控除を受けるには

年金収入や家賃収入、アルバイト収入がある場合、いくらまでなら扶養控除の対象となるのかが気になるところです。ここではその要件について簡単に説明してみます。

### ■ アルバイト（給与）収入がある場合

103万円以下なら扶養控除の対象となります。なお、計算方法は次のとおりです。

$$[\text{給与収入} 103\text{万円}] - [\text{給与所得控除額} 55\text{万円}] = 48\text{万円以下となります。}$$

### ■ 年金収入がある場合

老年者（65歳以上→P7）である場合は158万円以下なら扶養控除の対象となります。なお、計算方法は次のとおりです。

$$[\text{公的年金等収入} 158\text{万円}] - [\text{公的年金等控除額} 110\text{万円}] = 48\text{万円以下となります。}$$

### ■ 家賃・事業収入や利子・配当などの収入がある場合

所得金額が48万円以下ならば扶養控除の対象となります。なお、判定方法は次のとおりです。

$$(\text{1年間の家賃収入等}) - (\text{必要経費}) = \text{所得金額が} 48\text{万円以下の場合}$$

※複数の収入がある場合は、個々の所得を合計した額が48万円以下ならば扶養控除の対象となります。

## ③ サラリーマンと税金

サラリーマンが給与をもらうときには、基本的に、所得税と市民税・県民税が天引きされています。

### ■ 所得税（国税）

#### ● 源泉徴収と年末調整

所得税は、まず、毎月の給与やボーナスなどから、その支給金額に応じた税額が天引きされます（源泉徴収）。

しかし、源泉徴収では、生命保険料控除などは加味されませんし、また、年の中途で扶養親族の数が変わることもあります。このため、その年の最後の給与などを支払う際に、1年間の正しい所得税額を計算し、すでに源泉徴収された合計額と差し引きして精算します。この精算を年末調整といいます。

#### ● サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整でその年の所得税の精算が済みますが、次のような人は確定申告しなければなりません（所得税が還付になる場合を除きます）。

①給与の収入金額が2,000万円を超える人

②給与を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計金額が20万円を超える人  
(市民税・県民税の場合は20万円以下でも申告が必要です。)

③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）との合計額が20万円を超える人（市民税・県民税の場合は20万円以下でも必要です。）

また、次のような人は確定申告をすると所得税が還付されることがあります。

①多額の医療費を支払った人

②ローンでマイホームを取得した人

③災害や盗難にあった人

## ■ 市民税・県民税

### ● 前年所得課税と特別徴収

市民税・県民税も給与から特別徴収（天引き）されますが、所得税の場合とそのしくみが異なっています。

所得税は、毎月の給与の金額に応じて源泉徴収される現年所得課税の方法がとられているのに対し、市民税・県民税は、前年1月から12月までの所得を基礎として計算されます。これを前年所得課税の方法といいます。

そして、前年所得課税の方法により計算された市民税・県民税は、毎年5月に市町村から各会社（特別徴収義務者）へ通知され、当年6月から翌年5月までの12回でほぼ均等に毎月の給与から差し引かれます。これを市民税・県民税の特別徴収（→P17）といいます。

\*市民税・県民税は、ボーナスなどの特別な手当からは特別徴収されません。

### ● 就職・退職と市民税・県民税

市民税・県民税は前年所得課税のため、初めて就職した年には、前年中の所得がない場合に限り、就職した翌年の5月分の給与まで市民税・県民税の特別徴収はありません。

たとえば、

#### ◎就職をして

##### ○1年目

今年4月入社（前年12月までは所得なし）

\* 今年度の市民税・県民税は非課税です。

（給与からは所得税が天引きされます。）

##### ○2年目以降（来年6月から）

\*前年の所得に対して市民税・県民税が課税されます。

（この年以降毎年、給与からは所得税と市民税・県民税が特別徴収されます。）

#### ◎退職して

前年1月から12月の前年の所得に対して、今年度の市民税・県民税が課税されており、今年6月から特別徴収によって納入されている場合、退職されて、特別徴収ができなくなった場合は、その月以降の市民税・県民税は個人で納付していくことになります。

##### ○退職した年（今年10月退職で、10月分まで給与天引きがあった場合）

今年6月～10月 給与からの天引き

今年11月～翌年5月分までの税額 個人で納付書による納付

##### ○翌年（退職以降所得がない場合）

今年1月～10月までの所得に対して

来年6月に納付書を送付、年4回の納期に個人で納付

## ④ 土地・建物と税金

不動産などに関する税金についての概略を紹介しています。詳細については、各々の部署で確認してください。

### ◎取得したとき

#### ■ 不動産取得税（県税）

不動産（土地や家屋）の取得（新築を含む。）に対して、その不動産の取得者に課税されます。原則として、取得した不動産の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）に税率をかけた金額が税額ですが、一定の要件を満たす住宅及び住宅用土地を取得した場合には軽減措置があります。詳細は、奈良県税事務所（TEL0742-20-4534）にお問い合わせください。

#### ■ 登録免許税（国税）

土地や建物を取得して登記するときには、登録免許税がかかります。税額は、原則として、取得した不動産の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）に、次の税率をかけた金額ですが、一定の要件を満たす土地・住宅の登記には、軽減の特例が設けられています。詳細は、奈良地方法務局（TEL0742-23-5534）にお問い合わせください。

所有権の保存登記・相続等による所有権の移転登記：0.4%

売買・贈与等による所有権の移転登記：2%

#### ■ 所得税の住宅借入金等特別控除（国税）

住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入、増改築等をし、居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。控除を受けるための要件や、控除額について等の詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。

#### ■ 印紙税（国税）

土地や建物の売買や建築請負などで、契約書を作成するときなどにかかります。詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。

### ◎売ったとき

#### ■ 短期譲渡と長期譲渡

個人が土地や建物を売ったときは、所得税と市民税・県民税がかかります。

税額の計算は、給与所得や事業所得などの他の所得とは分離して行いますが、売った土地や建物をいつから所有していたかで課税のしくみが異なります。

	所有期間	区分
土地・建物等	5年以下	短期譲渡所得
	5年超	長期譲渡所得

○所有期間は、土地や建物を売った年の1月1日現在の期間です。

## ■ 居住用の建物と土地を売ったとき

①自分が住んでいる建物と土地を売ったときは、一定の条件のもとに譲渡所得から3,000万円（譲渡所得が3,000万円以下の場合はその金額）が特別控除され、控除後の金額が課税譲渡所得金額となります。（租税特別措置法第35条）

②自分が10年以上住んでいる建物と土地を売って、別の居住用の建物と土地を買うときは、一定の条件のもとに譲渡収入金額から買換資金の取得価額が控除されます。（租税特別措置法第36条の2）

③長期譲渡の場合で、自分が住んでいる土地と建物を売って損失が生じた場合は、その損失の金額について他の所得（例えば給与所得など）との通算及び通算後引ききれない損失については翌年以後最長3年間繰り越すなどの特例を一定の条件のもとに受けることができます。（租税特別措置法第41条の5）

④①から③の特例は、確定申告に特例適用を受ける旨記載し、関係書類を添付して税務署に提出しなければ適用されません。

## ■ 譲渡所得の税額の計算方法

区分	算式		
長期譲渡所得	課税長期譲渡所得金額Ⓐ×税率	市民税	3%
		県民税	2%
		所得税	15%
短期譲渡所得	課税短期譲渡所得金額Ⓑ×税率	市民税	5.4%
		県民税	3.6%
		所得税	30%

（注1）優良住宅地、居住用財産などの譲渡がある場合は、上の計算とは別 の方法によります。

（注2）平成25年～令和19年までは、復興特別所得税として毎年分の基準所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

## ◎保有しているとき

### ■ 固定資産税・都市計画税（市税）→P22・31

## ◎貸したとき

### ■ 所得税、市民税・県民税

不動産所得として課税されます。